

## 大津市ふるさと納税推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市にふるさと納税を行った者（市内に住所を有する者を除く。以下「寄附者」という。）に対してふるさとプレゼントを贈呈することにより、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 湖都大津まちづくり寄附条例（平成20年条例第35号）に基づく寄附をいう。
- (2) 地元事業者 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人その他の団体又は個人事業者をいう。
- (3) 地元特産品等 市内で製造、加工、採取、栽培等する商品又は地元事業者が提供するサービスに係る商品をいう。
- (4) ふるさとプレゼント 第7条の規定による承認を受けた地元事業者（以下「ふるさと納税応援事業者」という。）が提供する当該承認に係る地元特産品等であって、市長が寄附者に贈呈するものをいう。
- (5) 送付等業務受託業者 市から湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等の業務を受託した事業者をいう。

### (ふるさとプレゼントの区分)

第2条の2 ふるさとプレゼントは、次のとおり区分する。

- (1) 第1区分 市がふるさと納税応援事業者に負担する額（以下「市負担額」という。）が3,000円であるもの
- (2) 第2区分 市負担額が6,000円であるもの
- (3) 第3区分 市負担額が9,000円であるもの
- (4) 第4区分 市負担額が12,000円であるもの
- (5) 第5区分 市負担額が15,000円であるもの
- (6) 第6区分 市負担額が18,000円であるもの
- (7) 第7区分 市負担額が21,000円であるもの
- (8) 第8区分 市負担額が24,000円であるもの
- (9) 第9区分 市負担額が27,000円であるもの
- (10) 第10区分 市負担額が30,000円であるもの
- (11) 第11区分 市負担額が39,000円であるもの
- (12) 第12区分 市負担額が48,000円であるもの
- (13) 第13区分 市負担額が57,000円であるもの
- (14) 第14区分 市負担額が66,000円であるもの

- (15) 第15区分 市負担額が75,000円であるもの
- (16) 第16区分 市負担額が84,000円であるもの
- (17) 第17区分 市負担額が93,000円であるもの
- (18) 第18区分 市負担額が102,000円であるもの

2 ふるさとプレゼントの原価は、前項各号の区分ごとに定める市負担額を下回ってはならないものとする。

(ふるさとプレゼントの贈呈)

第3条 市長は、寄附者に対し、次の各号に掲げる寄附金額の区分に応じ、当該各号に掲げる区分のふるさとプレゼントを贈呈する。

- (1) 10,000円以上20,000円未満 第1区分
- (2) 20,000円以上30,000円未満 第2区分
- (3) 30,000円以上40,000円未満 第3区分
- (4) 40,000円以上50,000円未満 第4区分
- (5) 50,000円以上60,000円未満 第5区分
- (6) 60,000円以上70,000円未満 第6区分
- (7) 70,000円以上80,000円未満 第7区分
- (8) 80,000円以上90,000円未満 第8区分
- (9) 90,000円以上100,000円未満 第9区分
- (10) 100,000円以上130,000円未満 第10区分
- (11) 130,000円以上160,000円未満 第11区分
- (12) 160,000円以上190,000円未満 第12区分
- (13) 190,000円以上220,000円未満 第13区分
- (14) 220,000円以上250,000円未満 第14区分
- (15) 250,000円以上280,000円未満 第15区分
- (16) 280,000円以上310,000円未満 第16区分
- (17) 310,000円以上340,000円未満 第17区分
- (18) 340,000円以上 第18区分

(ふるさとプレゼントの贈呈の手続)

第4条 送付等業務受託業者は、寄附者からふるさとプレゼントの申込みがあったときは、速やかに当該ふるさとプレゼントを提供するふるさと納税応援事業者に連絡の上、寄附者に対しふるさとプレゼントを送付する手続をとるものとする。

2 ふるさと納税応援事業者及び送付等業務受託業者は、在庫不足その他の理由により、寄附者からふるさとプレゼントの申込みがあった日から寄附者に送付する日までの期間が14日を超えることが見込まれるときは、速やかに市長に報告しなければならない。ただ

し、第6条第3項の規定により、同条第1項の申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。

- 3 ふるさと納税応援事業者及び送付等業務受託業者は、ふるさとプレゼントの送付に際し、社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。
- 4 ふるさと納税応援事業者は、送付等業務受託業者にふるさとプレゼントを引き渡したときは、送付等業務受託業者に対し、第2条の2各号に定める区分ごとに当該各号に定める市負担額の支払を請求するものとする。
- 5 送付等業務受託業者は、前項の規定による請求があったときは、速やかにふるさと納税応援事業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により市負担額を支払うものとする。
- 6 送付等業務受託業者は、ふるさとプレゼントの送付手続が完了したときは、市長に対し、前項の規定によりふるさと納税応援事業者を支払った市負担額その他一切の費用（送付又は提供等に係る費用を含む。）の支払を請求するものとする。
- 7 市長は、前項の規定による請求があったときは、送付等業務受託業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により市負担額等を支払うものとする。
- 8 ふるさと納税応援事業者及び送付等業務受託業者は、ふるさとプレゼントを送付した年度の末日から1年を経過する日までの間、ふるさとプレゼントの送付に係る関係書類を保管しておかなければならない。

（ふるさと納税応援事業者の資格要件）

第5条 ふるさと納税応援事業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 大津市税に滞納がないこと。

(2) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(3) その他市長が募集の際に定める要件を満たしていること。

(ふるさと納税推進事業への参加の承認申請)

第6条 ふるさと納税応援事業者としてこの要綱による事業(以下「ふるさと納税推進事業」という。)に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、大津市ふるさと納税推進事業参加承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) パンフレット等の申請者の行う事業の概要が分かる書類

(3) ふるさと納税推進事業において提供しようとする地元特産品等の紹介パンフレット等

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度から継続して承認を受けようとする場合又は市長が必要ないと認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

3 申請者は、当該申請に係る地元特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、第1項の申請の際、申請書にその旨を記載しなければならない。

(ふるさと納税推進事業への参加承認等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者の参加を承認したときは大津市ふるさと納税推進事業参加承認通知書(様式第3号)により、参加を承認しないときは大津市ふるさと納税推進事業参加不承認通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

2 市長は、ふるさと応援事業者又はふるさとプレゼントがふるさと納税推進事業にふさわしくないと認められたときは、ふるさと納税推進事業への参加の承認を取り消すことができるものとする。

(ふるさと納税応援事業者の責務)

第8条 ふるさと納税応援事業者は、前条第1項の承認を受けた後、ふるさとプレゼントの変更又は追加を行おうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 ふるさと納税応援事業者は、ふるさとプレゼントの提供が困難となったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 ふるさと納税応援事業者は、提供したふるさとプレゼントの品質、性能等の商品に関する苦情、事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。

4 ふるさと納税応援事業者は、大津市がふるさと納税推進事業の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

(委託の禁止)

第9条 ふるさと納税応援事業者は、ふるさと納税推進事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 ふるさと納税応援事業者は、ふるさと納税推進事業の実施に係る権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱い)

第10条 ふるさと納税応援事業者は、ふるさと納税推進事業に係る事務を処理するために取得した個人情報の取扱いについては、別に定める大津市ふるさと納税推進事業個人情報取扱要領を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税推進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用する。
- 2 この要綱の規定に基づくふるさと納税推進事業への参加の承認の手續その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定に基づきこの要綱の施行前に行われた第7条第1項の規定による承認の有効期限は、同条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成26年3月31日（同日までにふるさと納税を行った寄附者に対するふるさとプレゼントの送付が完了していない場合にあつては、当該送付が完了した日）までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、同日以後に納税を行った者について適用し、同日前に納税を行った者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の2の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用し、同日前に寄附を受けたふるさと納税については、なお従前の例による。